

報告第3号

専決処分報告

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、その承認を求める。

平成25年9月3日提出

芦屋市長 山中 健

記

平成25年度芦屋市一般会計補正予算（第2号）

処分理由

J R芦屋駅周辺の民営駐輪場の閉鎖により、緊急に自転車駐車を整備する必要があり、西日本旅客鉄道株式会社から敷地の提供を受け、その整備に要する予算を補正する必要が生じたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、専決処分したものの。

専決第3号

平成25年度芦屋市一般会計補正予算（第2号）

別紙のように、平成25年度芦屋市一般会計予算を補正することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成25年8月21日

芦屋市長 山 中 健

平成25年度芦屋市一般会計補正予算（第2号）

平成25年度芦屋市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,315,506千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入

歳 入

款	項
26 繰入金	
	01 基金繰入金
歳 入	合 計

歳 出 予 算 補 正

補正前の額	補 正 額	計
8,922,122 <small>千円</small>	9,900 <small>千円</small>	8,932,022 <small>千円</small>
8,579,122	9,900	8,589,022
48,305,606	9,900	48,315,506

歳 出

款	項
08 土木費	
	02 道路橋梁費
歳 出	合 計

補正前の額	補 正 額	計
5,566,847 <small>千円</small>	9,900 <small>千円</small>	5,576,747 <small>千円</small>
810,510	9,900	820,410
48,305,606	9,900	48,315,506

歳入歳出補正予算

1 総括表 歳入

款	補正前の額
26 繰入金	8,922,122 千円
歳入合計	48,305,606

歳出

款	補正前の額	補正額
08 土木費	5,566,847 千円	9,900 千円
歳出合計	48,305,606	9,900

事項別明細書

補正額	計
9,900 千円	8,932,022 千円
9,900	48,315,506

計	補正額の財源内訳			一般財源
	特定財源 国県支出金	地方債	その他	
5,576,747 千円	千円	千円	9,900 千円	千円
48,315,506			9,900	

2 歳 入

(款) 26 繰入金

(項) 01 基金繰入金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節
				区 分
03 特定目的基金繰入金	1,201,040	9,900	1,210,940	02 公共施設等整備基金繰入金
計	8,579,122	9,900	8,589,022	

金額	説明
千円 9,900	<input type="checkbox"/> 公共施設等整備基金取りくずし追加

3 歳 出

(款) 08 土木費

(項) 02 道路橋梁費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	財源内訳 千円	節
					区 分
01 道路橋梁総務費	294,620	9,900	304,520	基金繰入金 9,900	19 負担金, 補助及び交付金
計	810,510	9,900	820,410	9,900	

節			説明
金額	細 節	金額	
千円 9,900	01 負担金	千円 9,900	<input type="checkbox"/> 自転車等駐輪対策に要する経費追加